



平成 30 年生駒市議会（第 1 回）定例会 上程案件

■ 概 要

議案等の件数	36 件	
・ 予算	11 件	当初予算 8 件、補正予算 3 件
・ 条例	20 件	新規 3 件、改正 17 件
・ 市道路線の認定廃止	2 件	
・ 人事案件	2 件	生駒市教育長の任命、生駒市病院事業推進委員の委嘱
・ 諮問	1 件	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること

■ 平成 30 年度予算 「平成 30 年度予算案の概要」を参照

- 1 予算案の要点
- 2 主要施策一覧

■ 補正予算

◇ 一般会計（第 4 回）	補正前予算	372 億 7,004 万 7 千円
	補正予算	0 円
	補正後予算	372 億 7,004 万 7 千円
・ 災害復旧事業債借入による歳入の組替え		
財源 市債		370 万円
前年度繰越金		△370 万円
・ 繰越明許費の設定・変更		
・ 地方債の補正		
◇ 後期高齢者医療特別会計（第 1 回）	補正前予算	17 億 2,276 万円
	補正予算	1,000 万円
	補正後予算	17 億 3,276 万円
・ 保険加入者から徴収した保険料の奈良県後期高齢者広域連合への納付		
内訳 後期高齢者医療広域連合納付金		1,000 万円
財源 後期高齢者医療保険料		1,000 万円
◇ 下水道事業特別会計（第 1 回）	補正前予算	28 億 7,821 万 6 千円
	補正予算	0 円
	補正後予算	28 億 7,821 万 6 千円
・ 事業費増による歳入の組替え		
財源 下水道使用料		△1,900 万円
国庫補助金		△1,500 万円
市債		3,400 万円
・ 繰越明許費の設定		
・ 地方債の補正		

■ 条例

- 1 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（議案第 12 号 13 ページ）
 - ・ 趣旨
農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、新設された農地利用最適化交付金を反映した報酬を支給するため、報酬の額及び支給方法を定める条例を改正するもの。
 - ・ 施行日 公布の日
 - ・ 担当課 農業委員会事務局 ☎ 0743-74-1111 内線 321

- 2 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（議案第 13 号 15 ページ）
 - ・ 趣旨
職務給の原則を徹底するために行った職務の級別基準職務表を見直しにより、平成 22 年度から継続してきたラスパイレズ指数是正のための給料の独自カット率を改正するもの。
 - ・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日
 - ・ 担当課 人事課 ☎ 0743-74-1111 内線 241

- 3 生駒市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（議案第 14 号 17 ページ）
 - ・ 趣旨
国家公務員の退職手当の支給基準を引き下げる法改正が行われたことから、市も同様の改正を行うもの。
 - ・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日
 - ・ 担当課 人事課 ☎ 0743-74-1111 内線 241

- 4 生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（議案第 15 号 18 ページ）
 - ・ 趣旨
減債基金の処分について、病院事業会計等の公営企業債償還のための一般会計繰出金に充てることと、特定の市債の償還のために積み立てた資金を当該市債の償還に充てることの 2 要件を追加するもの。
 - ・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日
 - ・ 担当課 財政課 ☎ 0743-74-1111 内線 271

- 5 生駒市自動車駐車場基金条例（議案第 16 号 19 ページ）
 - ・ 趣旨
生駒市自動車駐車場条例に規定する自動車駐車場の駐車料金収入の一部を、同施設の修繕、改修及び更新を行うための資金として積み立てることにより、自動車駐車場の将来にわたる健全な運営及び適正な維持管理に資するため基金条例を定めるもの。
 - ・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日
 - ・ 担当課 防災安全課 ☎0743-74-1111 内線 251

6 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（議案第 17 号 21 ページ）

・ 趣旨

「国民健康保険法」が改正され、平成 30 年度から県が国保運営の中心的な役割を担うことになるため、市の課税限度額を法定限度額に合わせるもの。

・ 内容

国保税課税限度額を、平成 28 年度に改定された国の基準まで引き上げる

基礎課税額 「52 万円」 → 「54 万円」

後期高齢者支援金等課税額 「17 万円」 → 「19 万円」

国保改革に伴う政令改正に基づく所要規定の整備

・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日

・ 担当課 国保医療課 ☎ 0743-74-1111 内線 781

7 生駒市手数料条例の一部を改正する条例（議案第 18 号 23 ページ）

・ 趣旨

① 平成 30 年 4 月から居宅介護支援事業者の指定権限が奈良県から移譲されるのに伴い、審査事務体制の確保と受益者負担の観点から、事業者指定(更新)の際の手数料を新たに定めるもの

② 危険物製造所等の各種申請に対する審査等に係る手数料の標準額の見直しによる「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正により、市の条例改正を行うもの。

・ 内容

③ 危険物製造所等の設置許可申請手数料、製造所等の設置又は変更の許可に係る完成検査前検査手数料及び保安に関する手数料の金額の一部引き上げ

・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日

・ 担当課

① 介護保険課 ☎ 0743-74-1111 内線 481

② 消防本部 予防課 ☎ 0743-73-0119

8 生駒市特別会計設置条例の一部を改正する条例（議案第 19 号 27 ページ）

・ 趣旨

自動車駐車場特別会計について、当初の設置目的である起債の償還が終了したことで、特別会計における消費税の精算が終了したことにより、当該特別会計を廃止するもの。

・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日

・ 担当課 財政課 ☎ 0743-74-1111 内線 271

9 生駒市学校教育のあり方検討委員会条例（議案第 20 号 28 ページ）

・ 趣旨

生駒市教育大綱を踏まえ、市立学校における教育の質の向上と、学校及び教職員への支援の検討、その他学校教育のあり方を調査・検討するための「生駒市学校教育のあり方検討委員会」を設置するもの。

・ 生駒市学校教育のあり方検討委員会

〔調査審議事項〕

- (1) 学校における教育の質の向上に関する事項
- (2) 学校及び教職員への支援に関する事項
- (3) 効率的な学校運営に関する事項
- (4) 小中一貫教育に関する事項
- (5) 学校の規模、通学区域、配置の適正化に関する事項
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項

〔組織〕

定数 15 人以内

- (1) 学識経験のある者
- (2) 自治会を代表する者
- (3) 保護者を代表する者
- (4) 学校の長
- (5) 教育委員会が必要と認める者

〔任期〕 2 年

・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日

・ 担当課 教育総務課 ☎ 0743-74-1111 内線 621

10 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（議案第 21 号 31 ページ）

・ 趣旨

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る事務・権限が都道府県から指定都市に移譲されることに伴う、引用条項の整理

・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日

・ 担当課 こども課 ☎ 0743-74-1111 内線 771

11 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例及び生駒市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例（議案第 22 号 32 ページ）

・ 趣旨

税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いが変更され、現行の「控除対象配偶者」と同じ範囲を示す用語が「同一生計配偶者」とされたことによる規定改正

・ 施行日 公布日

・ 担当課 国保医療課 ☎ 0743-74-1111 内線 781

- 12 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例及び生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（議案第 23 号 34 ページ）
- ・ 趣旨
高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う、住所地特例の取り扱いに係る改定
 - ・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日
 - ・ 担当課 国保医療課 ☎ 0743-74-1111 内線 781
- 13 生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例（議案第 24 号 37 ページ）
- ・ 趣旨
「国民健康保険法」が改正され、平成 30 年度から県が国保運営の中心的な役割を担うことになるため、所要の条例改正をおこなうもの。
また、平成 30 年度以降の出産育児一時金及び葬祭費の給付額を県内で統一することになったため、出産育児一時金にかかる条項を改正するもの。
 - ・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日
 - ・ 担当課 国保医療課 ☎ 0743-74-1111 内線 781
- 14 生駒市介護保険条例の一部を改正する条例（議案第 25 号 39 ページ）
- ・ 趣旨
平成 30 年度から 32 年度までの第 7 期生駒市介護保険事業計画の策定に伴い、第 1 号被保険者（65 歳以上）の平成 30 年度から 32 年度の介護保険料を制定するもの。
 - ・ 内容
現行の 13 段階から 14 段階に変更
月額保険料基準額 第 6 期 4,759 円 → 第 7 期 5,200 円
 - ・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日
 - ・ 担当課 介護保険課 ☎ 0743-74-1111 内線 481
- 15 生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（議案第 26 号 42 ページ）
- ・ 趣旨
厚生労働省令「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことによる改正
 - ・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日
 - ・ 担当課 介護保険課 ☎ 0743-74-1111 内線 481

- 16 生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（議案第 27 号 44 ページ）
- ・ 趣旨
厚生労働省令「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことによる改正
 - ・ 内容
医療・介護の連携の推進のため、「介護医療院」が創設されることに伴う改正と、厚生労働省の基準の改正に合わせた文言等の改正
 - ・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日
 - ・ 担当課 介護保険課 ☎ 0743-74-1111 内線 481
- 17 生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（議案第 28 号 46 ページ）
- ・ 趣旨
「介護保険法」が一部改正され、居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されることに伴い、地域の実情に合わせて市町村の条例に定めることが義務付けされたもの。
 - ・ 内容
人員に関する基準
運営に関する基準
 - ・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日、平成 30 年 10 月 1 日
 - ・ 担当課 介護保険課 ☎ 0743-74-1111 内線 481
- 18 生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例（議案第 29 号 66 ページ）
- ・ 趣旨
「企業立地促進法」が「地域未来投資促進法」に改正されたことに伴い「奈良県企業立地基本計画」に代わり「奈良県未来投資促進基本計画」が新たに策定されたことによる文言の整理等
 - ・ 施行日 公布の日
 - ・ 担当課 経済振興課 ☎0743-74-1111 内線 321
- 19 生駒市下水道条例の一部を改正する条例（議案第 30 号 68 ページ）
- ・ 趣旨
下水道使用開始等の届出後の不適正な使用態様の変更を防止するため条文を改正するもの。
 - ・ 施行日 平成 30 年 7 月 1 日
 - ・ 担当課 下水道課 ☎ 0743-74-1111 内線 521

20 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（議案第 31 号 69 ページ）

- ・ 趣旨
「一般職の職員の給与に関する法律」に基づく「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の改正により、市の条例改正を行うもの。
- ・ 内容
消防団員等に対する損害補償に係る扶養親族の加算額等の改正
- ・ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日
- ・ 担当課 消防本部 総務課 ☎ 0743-73-0119

■ 人事案件

◇ 生駒市教育長の任命

中田 好昭（なかた よしあき） 63 歳

任期 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

（平成 27 年 4 月 1 日就任の現教育長で、次年度から 2 期目）